各 都 道 府 県 衛生主管部局 御中市 区 町 村

厚生労働省医政局総務課

消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について (周知依頼)

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が施行されることとなっています。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除を行うために は原則としてインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を 行うためには令和3年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登 録申請が必要となります。

そのため、厚生労働省から各事業者団体に向けて、別添の周知依頼を送付して おりますので、御了知いただくとともに、管内の事業者への周知等、事業者の 方々の円滑な準備のためにご協力賜りますようお願いいたします。

(別添)消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について(協力依頼)